



島根県報

令和4年7月1日（金）

第 324 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定納付受託者の指定	（環境生活総務課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林の指定	（森林整備課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（　　　　　）	3
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	4

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表	（総務課）	5
島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表	（　　　　　）	7
建設業法の規定による建設業の許可の取消し	（土木総務課）	10
公共測量の実施	（技術管理課）	10
都市計画変更の図書の縦覧（6件）	（都市計画課）	11

【特定調達公告】

令和4年度島根県原子力防災資機材（車両用ゲート型モニタ）調達に関する一般競争入札の実施	（原子力安全対策課）	12
空港用10,000立級化学消防車の調達に係る一般競争入札の実施	（港湾空港課）	15
交通反則通告システムの貸貸借及び附帯する導入業務委託契約に係る一般競争入札の実施	（警察本部）	18
統合ファイルサーバシステムの貸貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（　　　　　）	21
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの貸貸借に係る一般競争入札の落札者等	（　　　　　）	21

告 示**島根県告示第490号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

ソフトバンク株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

島根社会貢献活動促進基金（島根県社会貢献活動促進基金条例（平成21年島根県条例第15号）第1条に規定する基金をいう。）に係る寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者の指定をした日

令和4年7月1日

島根県告示第491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
津和野町	訪問看護	津和野共存病院	島根県鹿足郡津和野町森村 口141番地	令和4年7月1日
	介護予防訪問看護			

島根県告示第492号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市伯太町安田関593-2

2 指定の目的

水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第493号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

魚つき

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第494号

令和4年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により隠岐の島町から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸山達也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス隠岐の島店 島根県隠岐郡隠岐の島町平中田6番1外

2 意見の概要

(1) 今回の計画されている店舗駐車場の出入口については、隣接する道路の見通しが悪く、交差点が2箇所近接しているため、交通安全上の危険性が懸念される。

また、隣接する道路は交通量も多く、交通渋滞が発生することも懸念されるため周辺住民の生活環境に及ぼす影響が大きいと考えている。

このため、事前に関係機関と協議を十分行うこと。

(2) 出店計画地は、「隠岐の島町立地適正化計画」において定めている「浸水深2.0m以上となる浸水想定区域」となっており、今回の店舗の新築に係る土地開発行為については、河川洪水時に周辺住宅地の生活環境に影響を及ぼすことが懸念される。このため、出店に係る土地開発行為の計画については、事前に隠岐の島町の関係課への事前協議を十分に行うこと。また、隠岐の島町においては、都市計画区域内での大規模小売店舗の新築にあたっては、都市再生特別措置法に基づき、開発行為等に着手する日の30日前までに隠岐の島町への届出が必要となっているため、順守すること。

また、その他の関係法令に係る許可申請、届出等の手続についても順守すること。

3 縦覧場所

隠岐の島町商工観光課（隠岐郡隠岐の島町下西78番地2）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、令和3年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	798	2,269
松江地区県政情報コーナー	14	24
雲南地区県政情報コーナー	3	4
出雲地区県政情報コーナー	62	170
県央地区県政情報コーナー	9	9
浜田地区県政情報コーナー	72	234
益田地区県政情報コーナー	31	123
隠岐地区県政情報コーナー	0	0
単独地方機関等	4	14
小 計	993	2,847
警察情報公開センター	69	282
各警察署情報公開窓口	0	0
小 計	69	282
合 計	1,062	3,129

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
1,790	464	33	818	6	0	18	0	3,129

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計	
	本庁	地方機関

知事	2,528	956	1,572
政策企画局	1	1	
総務部	103	36	67
防災部	2	2	0
地域振興部	6	6	0
環境生活部	27	27	0
健康福祉部	1,585	395	1,190
農林水産部	175	126	49
商工労働部	105	99	6
土木部	518	258	260
出納局	0	0	
企業局	6	6	0
病院事業管理者	23	0	23
議会	4	4	
教育委員会	195	52	143
選挙管理委員会	16	16	0
人事委員会	0	0	
監査委員	0	0	
公安委員会	0	0	
警察本部長	282	282	0
労働委員会	0	0	
収用委員会	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	
地方独立行政法人	81	81	
合 計	3,129	1,391	1,738

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
19 (繰越 17)	3	3	4	0	0	8	1

注 1 件数は、審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	62	195	137	278	19	34

松江地区県政情報コーナー	0	5	4	6	0	0
雲南地区県政情報コーナー	0	18	10	36	0	0
出雲地区県政情報コーナー	25	88	33	120	2	2
県央地区県政情報コーナー	7	36	13	41	0	0
浜田地区県政情報コーナー	4	5	20	49	0	0
益田地区県政情報コーナー	0	0	14	33	0	0
隠岐地区県政情報コーナー	0	3	0	0	0	0
小 計	36	155	94	285	2	2
警察情報公開センター	19	0	0	0	0	0
各警察署情報公開窓口	6	0				
小 計	25	0	0	0	0	0
合 計	123	350	231	563	21	36

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	216	39	3	174	14
附属機関に類するもの	104	41	43	20	33
合 計	320	80	46	194	47

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
18	0	0	0	0	0	0	0	0

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 不服申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、令和3年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	10	25					10	25
松江地区県政情報コーナー	4	4					4	4
雲南地区県政情報コーナー							1	1
出雲地区県政情報コーナー	5	6					5	6
県央地区県政情報コーナー	1	1					1	1
浜田地区県政情報コーナー	23	44			1	1	24	45
益田地区県政情報コーナー	1	1					1	1
隠岐地区県政情報コーナー								
単独地方機関等								
小 計	44	86					45	87
警察情報公開センター	12	27					13	27
各警察署情報公開窓口	19	36					19	36
小 計	32	63					32	63
合 計	76	149			1	1	77	150

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理をした公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	33			33
政策企画局				
総務部	1			1
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	31			31
農林水産部				
商工労働部				
土木部	1			1
出納局				
企業局				
病院事業管理者	2			2
議会				
教育委員会	6			6
選挙管理委員会	4			4
人事委員会				
監査委員				
公安委員会	1			1

警察本部長	62			62
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				
内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人	41		1	42
合 計	149		1	150

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 29件

イ 口頭による開示請求の実施 1,052件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
34	89	7	17			2		149

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

単位：件

利用停止	部分利用停止	非利用停止	却 下	取下げ	検討中	合 計
		1				1

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却下	取下げ	審議中	その他
開示請求	17 (繰越 3)		1	1	1	3	3	8

注 1 件数は、審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
1	53	53					

- 注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。
2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。
3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。
4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。
5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。
- (3) 口頭による開示申出状況
該当なし
- (4) 訂正等申出及び処理状況
該当なし
- (5) 利用停止申出及び処理状況
該当なし
- (6) 不服申出の状況
該当なし

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 処分をした年月日
令和4年6月21日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
- (1) 処分を受けた者の商号
有限会社 真誠板金工作所
- (2) 主たる営業所の所在地
浜田市内村町573番地2
- (3) 代表者の氏名
代表取締役 小池 博
- (4) 許可番号
島根県知事許可（般-29）第7340号
- 3 処分の内容
許可の取消し（許可を受けている全ての業種の許可の取消し）
- 4 処分の原因となった事実
有限会社 真誠板金工作所の役員は、器物損壊の罪により、松江地方裁判所浜田支部から懲役10か月、執行猶予3年の判決を受け、令和4年3月8日に刑が確定した。
このことが、建設業法第29条第1項第2号に該当すると認められる。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（航空レーザー測量）
 - 2 作業期間
令和4年6月3日から令和5年3月15日まで
 - 3 作業地域
松江市内
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
松江圏都市計画用途地域
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
奥出雲都市計画用途地域
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
奥出雲都市計画道路
 - 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課
-

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更

係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
奥出雲都市計画公園
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
奥出雲都市計画火葬場
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 都市計画の種類
奥出雲都市計画地区計画
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
令和4年度島根県原子力防災資機材（車両用ゲート型モニタ）調達 14台
 - (2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) この度の入札で必要とする物品又はこれと類似する物品について、島根県若しくは他の地方公共団体等に対して納入実績を有すること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課

電話 0852-22-5668 F A X 0852-22-5600

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年7月22日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年7月22日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第

1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月22日(金)午後3時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)やその他入札説明書に示す書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書等を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年7月27日(水)午前9時から令和4年7月28日(木)午後5時まで(同月27日午後5時から同月28日午前9時までを除く。)

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)

イ 提出場所

4の場所

ウ 提出期限

令和4年7月28日(木)午後5時(郵便(書留郵便に限る。))による入札については、令和4年7月28日(木)正午までに到着していること。)

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年7月29日(金)午前10時

イ 場所

上記4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

なお、本件に係る契約の締結については、島根県議会の議決を必要とするので、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決がなされたときに契約が成立するものとする。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 14 Gate Radiation Monitors (For Vehicle Use)

(2) Date and time of bidding : 5 : 00 p.m. July 28 2022

(The electronic bidding period is from 9 : 00 a.m. July 27 2022 until 5 : 00 p.m. July 28 2022, except for the hours between 5 : 00 p.m. July 27 2022 and 9 : 00 a.m. July 28 2022. Bids submitted by mail must arrive by 12 : 00 p.m. on July 28 2022.)

(3) Date and time of bid opening : 10 : 00 a.m. July 29 2022

(4) Contact information regarding bidding : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken 690-8501, Japan
Phone : 0852-22-5668

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県知事 丸山達也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

空港用10,000立級化学消防車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和6年3月31日（日）

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬1889-12 隠岐空港管理所

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」

という。)により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車両船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

電話 0852-22-5934 F A X 0852-31-6247

電子メール kouwankuukouka-kanrisya@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年7月15日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年7月15日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

(ア) 4の場所

(イ) 島根県ホームページ上 (https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/)

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月15日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければ

ならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年7月27日（水）午前9時から同月28日（木）午後4時まで（同月27日午後5時から同月28日午前9時までを除く。）

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年7月28日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年7月28日（木）午前11時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年7月29日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に

通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Airport Crash Tenders

(2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. July 27, 2022 to 4 : 00 p.m. July 28, 2022

(3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. July 28, 2022

(Bids by post must be received by 11 : 00 a.m. on July 28, 2022)

(4) Contact point for the notice : Harbor and Airport Division, Shimane Prefectural Government, 8 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-5934

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県警察本部長 池田 宏

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

交通反則通告システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託契約 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

(4) 委託期間

契約の日から令和5年3月28日まで及び契約の日から令和5年12月28日まで

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。

- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

なお、賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「1 文具・事務用機器類」小分類「(4)情報処理機器」又は営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件公告により賃貸借物品等を第三者をして貸し付けようとする者にあつては、第三者をして貸し付けできる能力を有することを証明した者であること。その際、第三者は、(1)から(3)、(5)及び(6)の要件を満たす者であり、かつ、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「14借入品」小分類「(2)情報処理機器」に登録されている者であること。
- (8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の認定を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話 0852-26-0110 内線 2241、2242

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和4年7月26日(火)までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和4年7月26日(火)までの間(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

行わない。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月26日(火)正午までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

令和4年8月5日（金）午前9時から午後5時まで

令和4年8月8日（月）午前9時から午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年8月8日（月）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年8月8日（月）午後4時までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年8月9日（火）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部7階第一小会議室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合（入札保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合（契約保証金の免除に関する誓約書を提出した場合を含む。）は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。
なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本件契約に係る予算が議決されない場合は、入札は行わないこととする。

9 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Lease and introduction of traffic foul notification system, 1 set
- (2) Period for tender by electronic bidding : From 9 : 00 a.m. August 5, 2022 to 4 : 00 p.m. August 8, 2022
- (3) Time limit for tender by bringing : 4 : 00 p.m. August 8, 2022
(Bids by post must be received by 4 : 00 p.m. August 8, 2022)
- (4) Contact point for the notice : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8 - 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8510 Japan
TEL : 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県警察本部長 池田 宏

- 1 件名及び数量
統合ファイルサーバシステムの賃貸借及び附帯する導入業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
令和4年4月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 専務取締役 依田 茂 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
111,672,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
令和4年4月1日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年7月1日

島根県警察本部長 池田 宏

- 1 件名及び数量
島根県警察情報ネットワーク用パソコンの賃貸借 250台
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1
- 3 落札者を決定した日
令和4年5月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社松文オフテック 代表取締役 古川 一雄 島根県松江市芋町6番地

5 落札金額

32,234,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和4年4月8日